



県章

滋賀県公報

平成30年(2018年)
8月16日
号外(1)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

| | |
|--|----|
| ※滋賀県税条例等の一部を改正する条例(税政課) | 4 |
| ※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(税政課) | 15 |
| ※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(警務課) | 16 |
| ※滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例(医療政策課) | 17 |
| ※滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(建築課) | 18 |

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(条例第33号)

1 個人県民税

(1) 平成33年度以後の各年度分の個人県民税における調整控除について、アおよびイの措置を講ずることとしました。(第3条による改正後の第21条関係)

ア 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととすること。

イ 平成33年度以後の各年度分の個人県民税における配偶者特別控除について、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を48万円超133万円以下(現行38万円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることに伴う所要の措置を講ずることと。

(2) 平成33年度以後の各年度分の個人県民税について、総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者については、県民税の所得割を課さないものとするに伴う所要の措置を講ずることとしました。(第3条による改正後の付則第4条の2の2関係)

2 法人県民税 資本金の額または出資金の額(3において「資本金」という。)1億円超の内国法人等に対し、納税申告書の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとしました。(第3条による改正後の第30条関係)

3 法人事業税 資本金1億円超の内国法人等に対し、納税申告書の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとしました。(第3条による改正後の第38条の6関係)

4 地方消費税 資本金の額等が1億円超の内国法人等に対し、納税申告書の電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとしました。(第3条による改正後の第38条の19の2および付則第7条の3関係)

5 県たばこ税

(1) 次に掲げる期間における県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとしました。(第1条、第3条および第4条による改正後の第40条の4関係)

ア 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき930円

イ 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき1,000円

ウ 平成33年10月1日以後 1,000本につき1,070円

(2) 加熱式たばこの課税標準をアおよびイのとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとし、この換算方法は段階的に導入することとしました。(第1条から第5条までによる改正後の第40条の3関係)

ア 加熱式たばこの重量(フィルターその他の一定の物品の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算すること。

1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。

付 則（平成26年条例第55号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第5章（第13条から第23条までの規定に限る。）、第39条および第9章ならびに次項および付則第3項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

（平成27年規則第13号で平成27年3月30日から施行）

付 則（平成27年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年条例第21号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年条例第42号）

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

付 則（平成29年条例第39号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成30年条例第37号）

この条例は、この条例の公布の日または建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。